

社会福祉法人西海市社会福祉協議会  
地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 西海市が策定する地域福祉計画と一体となって、地区の福祉活動充実のために、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町(以下「各地区」という。)を単位とする、地区地域福祉活動計画策定委員会(以下「地区策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地区策定委員会は、各地区地域福祉活動計画に関すること。

(組織)

第3条 地区策定委員会は、各地区委員18名以内で組織する。

(委員)

第4条 地区策定委員会委員は、各地区の次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員代表
  - (2) 行政区長会代表
  - (3) 福祉推進員会代表
  - (4) PTA代表
  - (5) 青少年育成会代表
  - (6) 青少年代表
  - (7) 福祉団体代表
  - (8) 婦人団体代表
  - (9) 福祉施設関係者
  - (10) 学識経験者
  - (11) 前各号に掲げたもののほか、本会会長が必要と認めた者
- (委員長及び副委員長)

第5条 地区策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、地区策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 地区策定委員会の委員の任期は、委嘱された日から地区の地域福祉活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 地区策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 地区策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 地区策定委員会の庶務は本会地域福祉課並びに各支所において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は平成21年7月29日から施行する。

地区地域福祉活動計画策定委員構成（案）

区 分		備 考
( 1 ) 民生委員児童委員代表	1	
( 2 ) 行政区長会代表	1	
( 3 ) 福祉推進員会代表	1	
( 4 ) P T A 代表	1	
( 5 ) 青少年育成会代表	1	
( 6 ) 青少年代表	2	
( 7 ) 福祉団体代表	5	老人会・身障協会・母子寡婦会・手をつなぐ育成会療育を考える会
( 8 ) 婦人団体代表	1	
( 9 ) 福祉施設関係者	1	
( 10 ) 学識経験者	1	
( 11 ) 前各号に掲げたもののほか、本会会長が必要と認めた者	3	
計	18	